



GRIPS 文化政策ケース・シリーズ4

高山市伝統的建造物群保存地区¹

はじめに

伝統的建造物群保存地区制度は、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群、あるいは、これと一体をなして、その価値を形成している環境・景観を保存するための制度である。高山市では、映画のロケや雑誌での紹介、河川などの環境悪化、そして高山祭の屋台が重要有形民俗文化財に指定されたこと等を契機として町並景観保存への取組みが開始された。住民主導で町並保存運動が進められた結果、1979年に三町が、2004年には下二之町及び大新町が国の伝統的建造物群保存地区として選定された。これらの伝統的建造物群保存地区では、行政による修理修景事業等だけでなく、地域住民から構成される町並保存会による諸々の活動が大きな役割を果たしている。

現在、伝統的建造物群保存地区とされた地域の景観は高山祭と併せて高山市の重要な観光資源として活用されている一方、観光地化されることによる町並みの変化、地域住民の生活の変化あるいは外部からの資本流入といった問題に直面している。

1. 伝統的建造物群保存地区に関する文化庁の制度

1) 伝統的建造物群保存地区制度の制定

伝統的建造物群保存地区制度は、1975年の文化財保護法の改正時に創設された。この制度は、周囲の環境と一体をなして歴史的風景を形成している伝統的な建造物群及びこれと一体をなして価値を形成している環境を、市町村が伝統的建造物群保存地区と定めて保存しようとする制度である。

民家等の生活の場として使われる伝統的建造物を群として保存することが望まれるようになったのは、環境破壊が社会問題として大きく取り上げられるようになった1960年代後半以

¹ GRIPS 文化政策プログラムチーム（ディレクター：教授 垣内恵美子、チームメンバー：岩本博幸、公共政策プログラム院生 松岡哲史、開発政策プログラム院生 榊田宗一郎、文化政策プログラム院生 今仲智恵子）2005年4月作成。なお、本ケースは、文化庁委嘱「文化芸術振興による経済への影響に関する調査研究」の一環として作成された。

降のことである。環境に対する社会的関心は公害対策や自然保護の運動を経て歴史的環境の保存運動へと発展し、やがてその運動の一端が伝統的集落・町並みの保存へと展開し、文化財保護法改正時における伝統的建造物群保存地区制度の創設へとつながっていった。

1975年の文化財保護法の改正では、文化財の種別に「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」を「伝統的建造物群」として、新たに加えることとなった。この制度の下では、市町村が文化財保護法に基づいて伝統的建造物群保存地区保存条例を定め、都市計画域内では都市計画に、都市計画区域外では条例の定めるところにより伝統的建造物群保存地区を定め、さらに条例に基づいて保存計画を定めてその保存を図ろうとするものである。国は市町村の申し出に基づき、我が国にとって価値が高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定し、市町村に対して技術的及び財政的支援を実施する。市町村は伝統的建造物群保存地区を構成している建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物」）等の現状変更の規制に関する許可や修理のために、必要な所有者に対する財政的援助等を行う。制度創設以降、重要伝統的建造物群保存地区は1984年に全国で20地区を越え、1998年には50地区となり、2004年度現在では66地区とその数を着実に増加させている。

伝統的建造物群保存地区制度は文化財の範囲を群としての建造物及びそれと一体になった環境にまで広げたものである。この改正と同時に、重要文化財建造物をこれと一体の価値を有する土地その他の物件と併せて保存するいわゆる土地指定の制度が導入された。建造物を単体として保護する従来の手法に加え、面的な保護の手法が採り入れられた点において、我が国における文化財建造物保護の歴史の中でも大きな画期となった。また、市町村が主体となってこの制度を運営することも大きな注目点である。国が指定し保存のシステムを決めている重要文化財の保存とは異なり、伝統的建造物群保存地区の範囲や運営方法を市町村が自ら決定し、市町村が自主性と主体性を持って地区の保存を図る制度となっている。

運営にあたっては、それぞれの市町村の担当者が中心となって実施されるが、保存地区の維持・保存は文化財としての一定の水準を守り、連綿として続けていかなければならない。そのため、各市町村の担当者及び関係する専門家・技術者等を対象とした研修会が文化庁によって開催されている。

その他の注目点としては、保存地区が都市計画区域内の場合、保存地区の決定を都市計画内に定めるなど文化財保護の制度が都市計画と連動すること（保存地区が都市計画区域外となる場合は条例に基づいて市町村教育委員会が保存地区を定める）、規制する範囲は外観のみであり内部の改変については住民の生活を尊重する立場から規制しない制度であること、

伝統的建造物以外の文化財として価値のない建造物や空地を歴史的風致の向上のためにデザインコントロールし、これを修景と呼んで補助事業の対象としていること等が挙げられる。

2) 伝統的建造物群の調査と保存地区の保護

自らが住む町を伝統的建造物群保存地区として保存していくためには、保存しようとする地区の専門的及び学術的な調査が必要である。調査によって得られた客観的な評価を基に、

地区内外にその価値を明確に示し、保存への意思決定の根拠とすることができる。文化庁では1974年から継続して「伝統的建造物群保存対策調査」を実施している。

保存対策調査は、市町村が事業主体となって実施されるものの、調査を行う市町村に対しては国が基本的には調査事業費の1/2を補助し、調査の進め方等について指導・助言を行っている。

国庫補助事業として実施される保存対策調査事業には、地区の決定前に行われ地区の保存状況の調査及びこれに基づく保存対策の策定のための調査である「伝統的建造物群保存対策調査」と、重要伝統的建造物群保存地区に選定された後に行われる「重要伝統的建造物群保存地区防災計画策定調査」の二つが存在する。

これらの調査の目的は、伝統的建造物群の現状を把握し、これに基づく地区としての価値付けとそれを生かす保存計画の素案を作成することにある。

最終的には報告書としてまとめられ、これに基づいて行われる地域住民への調査報告会等を通して住民の合意形成が図られるとともに、市町村行政内部の関係部局との調整が行われる。

住民の合意を図るには、保存の制度などについて市町村が中心となって説明会を行うのが一般的であるが、時には市町村の担当者が住民一人一人に説明することも必要となっている。保存への住民の総意がまとまると、市町村は文化財保護法第83条の3第2項の規定に基づき「伝統的建造物群保存条例」を制定し、地区の保存に必要な措置を定める法的根拠となる条例を規定する。この条例を基に、保存地区の決定をはじめとした基本計画等の保存に関する計画、保存地区内の現状変更行為の規制と許可の基準が定められ、審議会の設置や罰則などが規定される。通常、この条例に基づいて市町村教育委員会に「伝統的建造物群保存地区保存審議会」が新たに設置される。

保存地区の決定に際しては、伝統的建造物群を中心として、それと一体をなして価値を形成している周囲の環境を保存するために必要と認められる森林、樹木、川、池等の自然及び土地を含んだ範囲が対象となる。範囲の決定は伝統的建造物が群として残る地区を中心に線引きすることとなるが、近年はその後の事業の展開を考慮して、この線引きが地元の行政単位や町内会などの範囲をできるだけ分断しない方法が採られている。

保存地区が決定した後、市町村教育委員会は条例に基づき当該保存地区の保存に関する保存計画を定めてこれを告示する。建造物等の保存計画には、当該保存地区における伝統的建造物群の特性又は歴史的風景の維持のために必要な建造物の修理・修景計画や環境物件の復旧・修景計画が定められる。

同一形式の伝統的建造物が建ち並ぶ宿場町等では表側の均一的な建造物の形式が作り出す統一感が景観上重要であり、保存計画ではそのような景観を含めた歴史的風致を維持するため、伝統的建造物の形式や仕様に従って外観の比較的細かな仕様まで基準を設けることが可能となる。

市町村が伝統的建造物群保存地区として決定した地区を重要伝統的建造物群保存地区へと希望する場合には、市町村から文部科学大臣へ選定の申出書を提出する。この選定申出書に従い、文部科学大臣は文化審議会に選定を諮問し、答申を得て重要伝統的建造物群保存地区

に選定する旨を官報に告示すると同時に市町村にその旨を通知する。選定地区は港町や武家町あるいは宿場町などが多く、一方で農村集落や関東以北では少ないといった地域的偏りも存在している。なお、2004年度現在では全国で66地区が重要伝統的建造物群保存地区として選定されている。

3) 伝統的建造物群の保護のための規制等

文化財保護法では「市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のため必要な措置を定めるものとする。」(同法第83条の3)と規定されている。すなわち、現状変更の許可制を柱とする伝統建造物群保存地区の規制は、市町村の権限に基づいて行われ、市町村が保存地区それぞれが持つ特性を維持するために条例に定めた基準や保存計画によって伝統的建造物群の保護を行う制度となっている。

また、条例で定める現状変更行為の内容及び許可の基準については、文化財保護法施行令第4条(伝統的建造物群保存地区における現状変更の規制の基準)に定められている。各市町村の条例はこれに準拠しており、伝統的建造物にかかわる現状変更行為に限らず、保存地区内のその他の新しい建築物等にも規制がかけられ、地区内の歴史的風致の変更にかけかわる建築や土木工事、環境物件の変更等についても規制されている。

伝統的建造物群保存地区制度は住民が生活することを前提とするものであるため、現状変更の規制対象となるのは基本的に建造物の外観(それと密接な関連を有する内部を含む)であり、個々の伝統的建造物における外観の特性を保有することによって、伝統的建造物群の特性を維持し、文化財的な価値を保護している。一般に建造物の内部は規制の対象とならないことから、住宅や店舗として使用する場合には内部について現代の機能的要求に従った改造がなされることがある。しかし、外観の保存だけでは本来の保存とは言い難く、居住者の協力を得ながら間取りや構造など基本的な歴史的特性を維持し将来に伝えていくことも必要である。

保存地区では、地区保存条例とは別に景観条例、風致条例等の市町村条例又は都道府県条例によって、保存地区の周辺に対してやや緩い規制をして周辺地区の著しい変化を規制し、地区の歴史的特性や歴史的風致をより効果的に維持している地区がある。これらの地区では、周辺地区を保存地区の緩衝地帯と位置付けるなど、それぞれの地区の特性に応じた周辺環境の整備を行っている。

4) 伝統的建造物群の修理と管理

伝統的建造物群保存地区の保存ために行われる文化庁の国庫補助事業には、修理、修景、復旧、管理の事業がある。修理とは、伝統的建造物についての事業で、建造物を現状維持又は復元的手法で修理する事業である。修景とは、地区の歴史的風致になじまない非伝統的建造物や地区内に新築される建築物を地区に調和した外観に整備する事業である。擁壁や水路

などを新たに設ける場合に、地区の歴史的風致に調和したものとする措置も修景事業として取り扱われる。文化財建造物に関する事業のうち、新築等の物件の整備を目指したものは他になく、修景事業は伝統的建造物群保存地区制度の大きな特徴となっている。復旧とは環境物件として特定された樹木等の自然物や生け垣、池、庭等の維持修理を行う事業である。管理は、その他保存地区そのものを良好な状態で維持するための防災事業や説明板、案内板、境界標の設置などが含まれる。これらの事業のうち、修理・修景事業は各市町村の伝統的建造物群保存地区に対する考え方が最も端的に現われる事業であり、文化財としての価値の保存及び活用、それに伴う観光等のどの部分を重視するかについては市町村によって大きく異なってくる。

重要伝統的建造物群保存地区の修理と管理は上記の4つの事業を組み合わせることで毎年行われ、文化庁から補助金が出されている。各事業は保存地区の公共工事として市町村が行うものと、建築物の所有者等が行うものがある。市町村が事業を行う場合は市町村に対して国が直接補助し、建築物の所有者等が行う事業の場合、市町村が個人所有者等に対して支出した補助金額に対して国が市町村に補助を行う。補助率は修理事業で2/3ないし4/5程度、修景事業で1/2ないし2/3程度（高山は4/5）としているのが一般的である。また、補助金の限度額を設けていることも多い。

伝統的建造物群保存地区の保存事業には、文化庁の補助事業のほかに、他省庁の補助事業がある。近年、全国で個性ある地域づくりが進められるなか、他省庁の行う文化財に関連する事業は増加している。国土交通省の「歴史的地区環境整備街路事業」、「街なみ環境整備事業」、「まちづくり総合支援事業」、「歴史国道整備事業」、総務省の「地域文化財・歴史的遺産活用による地域おこし事業」、農水省の「農村総合整備事業」などがあり、その他厚生労働省などによる事業も実施されている。これら他省庁所管の事業によって、景観を阻害している地区内の電柱や電線の移設、自動販売機の修景、地区に相応しいデザインの街灯の設置、道路面の仕上げや側溝の側壁を地区に相応しく改修するなど、それぞれの地区で独自のまちづくりのための事業が行われている。

防災事業については、一般防災事業とは別に地区全体の総合的な防災を目的とした特殊防災事業を実施している。これは、貯水槽と管路、消火栓等を組み合わせた地区全体の防災設備には大きな費用がかかることから、一般の防災事業とは別に特殊防災事業を平成3年度よりスタートした。また、1995年度からは、総合的な防災計画を策定するための重要伝統的建造物群保存地区防災計画策定調査を保存対策調査に加えている。各地区では防災施設を充実するとともに消防との連携を密にし、いざという時に設置した放水銃などが有効に機能するように、日頃の消防訓練を通じて地区住民の防災意識を高めている。しかし、予期せぬ台風や地震に襲われたときに被害が出ることは避けられない。このような自然災害で甚大な被害が出た場合、文化庁では特別に災害復旧を支援することがある。

また、木造建築にとっては部材そのものを食い荒らすシロアリの被害は致命的なものとなる。これに対しては、個々の伝統的建造物における修理事業の中で防蟻処理を行うのが一般的であるが、シロアリの被害は建造物単独に発生するものではなく地区全体に及ぶことが多いことから、特に甚大な被害にあった地区についてはシロアリ駆除を防災事業として実施し

ている。

5) 伝統的建造物群保存地区の活用

文化財の活用については、1996年に「重要文化財（建造物）の活用指針に関する調査研究協力者会議」によって示された「重要文化財（建造物）の活用に対する基本的な考え方（報告）」において、「公共の財産として文化財の活用を、文化財の本来の価値や魅力が社会に示されることとするなら、文化財に日常的に接しうることなども広く活用該当すると考えられる」とある。伝統的建造物群保存地区の制度では、主として建造物の外観を保存していくことを目指しており、内部をどこまで保存するかについてはおおむね生活者である所有者等の意向を反映したものとなっている。伝統的建造物を住宅として存続させるためには、文化財として保存することと同時に、住宅としての機能の充実を図ることが重要となる。また、近年、観光地化が進んでいる地区では住居の店舗化が進み、道路に面した場所に土産などの物品を並べて地区内の景観を乱している例や、住居が店に占領されて住む場所を地区外に確保する家等もあり、これらの地区では生活の場としての活用とのバランスを図ることが重要となっている。

2. 高山市伝統的建造物群保存地区

1) 高山市の歴史と現状

高山は古くから飛騨の政治、商業経済の中心地として栄えた地である²。市街が誕生したのは、1585年（天正13）越前大野城主金森長近が飛騨における中世以来の旧勢力三木を滅ぼし、豊臣秀吉より飛騨一国3万8千石を与えられて1586年（天正14）に入部し、城下町形成を始めてからである。

城の建築は、1588年（天正16）から始め、1600年（慶長5）までの13年間で本丸、二之丸を完成させ、以後3年かけて三之丸が築かれた。城と同時に城下町の工事も行われた。高山の町は、金森氏により商業経済を重視した城下町として形成されたところに特徴がある。城を取り囲んで、高台を武家屋敷、一段低いところを町人の町とし、この町人町の一部が現在の重要伝統的建造物群保存地区である。城下町は、武家地、町人地、寺院群に区分される。武家地は城郭下方の江名子川左岸と、宮川右岸東方の空町と呼ばれる高台一帯から江名子川北岸に及ぶあたりまで、東西約500m、南北600mの範囲に配置した。

町人地はその高台の下に配置され、一番町、二番町、三番町が宮川右岸に南北通りを主としてつくられた。それを東西に横切る安川横丁、肴横町がつくられ、梯子状の条筋で区画された街並みであった。城下町によく見られる見通しの出来ない道筋は、町の南部、北部に設

² 以下、高山市の沿革については、高山市『平成15年度版 高山市のあらまし』等を参照。

けられている。町はずれの東北の地には浄土真宗の寺院照蓮寺を建立し、その付近には寺内町が発達した。また東山一帯には寺院が集められ寺院群が形成された。町人地は武家地の1.2倍と広く、全国の城下町の平均が武家地7割、町人地3割であることから考えても町人地の広さには特色がある。城下町の中へは東西南北の街道が引き込まれ、飛騨における政治、経済の中心としての機能を持たせていた。

金森家が出羽国に転封された元禄以降、飛騨は、幕府直轄地となるが、高山の町は旦那衆と呼ばれる商人を中心に発展し、町域も人口の増加を背景に拡大した。宮川以東の旧城下町全域が町人町となり、春・秋の高山祭りが始まり、屋台が作られ、市が始まるなど、江戸文化の影響を強く受け、社会的、文化的基盤が確立してきた。

明治初期の高山は、周辺の村々が貧困にもかかわらず豪商を中心として栄え、人口1万4千人、岐阜県下一番の都市であった。しかし、都市化は他の地区より大幅に遅れ、1934年の高山線開通を機にようやく高山の近代化が始まったのである。

1960年代には1965年の国体に向けて町を美しくする運動が繰り広げられた。高度経済成長期にあって、町並み保存、川を美しくする運動がこのころから始まり、1966年に「上三之町町並保存会」、1973年に「上三之町町並保存会」、1974年に「上二之町町並保存会」が結成され、住民指導の町並み保存の姿勢を示した。

街並みは、明治以降度々大火に見舞われたが、その都度ほぼそのままの形で復元された。戦争による空襲の被害を受けることもなかった。また主要な道路が宮川の対岸に設けられたため都市開発の影響をさほど受けず、往時の姿、町割りをよくとどめている。

なお、2005年2月に周辺9町村（国府町、久々野町、荘川村、清見村、宮村、上宝村、丹生川村、朝日村、高根村）と合併した。2,179.35平方キロメートル（日本一面積を有する）人口は97,497人（平成17年1月1日）の新・高山市が誕生した。

2) 伝統的建造物群保存地区の概要

(1) 高山市伝統的建造物群保存地区指定の経緯³

高山市が町並み景観保存の取組みを始める契機となった要因は様々であるが、一つ目の要因は映画の口ケや雑誌での紹介を通じて町並みに対する再認識が住民や自治体に存在したこと、二つ目の要因は市内を流れる宮川等の河川の環境悪化に対し美化運動が市民ぐるみで発展し、そして運動が町並み保存へも波及したこと、三つ目の要因は町並みと密接につながりをもつ高山祭の屋台が、1960年に重要有形民俗文化財に指定されたこと等が考えられる。

1960年代に高山を訪れる観光客が目立ち始め、同じころに市内の川の環境悪化が社会問題として扱われ始めた。その対応策として市民自らが行動する美化運動が広がり、それが町並みの保存運動へと発展していったのである。1966年2月に初の景観町並み保存のための自治組織である「上三之町町並み保存会」が結成された。その規約には「・・・会員が地域内において新築、改築する場合、前面だけでも町並みにふさわしいよう自主的に創意工夫する・・・」とあり、住

³ 高山市三町の保存の経緯については、高山市教育委員会『高山市三町伝統的建造物群保存地区「高山の町並」』等を参照。

民主導の町並保存の姿勢が示されている。1973年には、文化庁（奈良国立文化財研究所）の直営事業として高山、倉敷、萩を対象に「伝統的建造物群保存対策調査（町並調査）」が実施され、1977年には高山市による伝統的建造物群保存地区保存条例を制定、1978年には都市計画決定を行った。そして1979年、高山市三町は重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

また、伝建制度の保存地の対象となっていなかった下二之町・大新町地域においても、1978年に豊明台組区域が高山市景観保存条例に基づく市街地景観保存区域の指定を受けた。以後、住民による自主的な町並保存が進められてきた。しかし、近年に至り地域住民の間には、高山市を取り巻く社会経済環境の変化などにより、高山独自の美しい歴史的な景観が次第に失われてゆくことに対する危機感が沸き起こり、町づくりにおける町並保存への志向が高まっていった。そして、それと同時に市からの働きかけもあったことから、住民により町並保存会の結成と景観保存区域の指定が相次いで行われた。下二之町区域においては2000年、2001年に三つの町並保存会を結成し、保存区域の指定を受けるに至った。

高山市は2001年度より、高山市第六次総合計画に基本計画として「ウォーキングシティ構想」を提唱した。これにより高山の旧城下町全体の大規模な都市開発を抑制し、歴史的町並保存地区の形成と拡大を行うこと、そして設定されたゾーン毎に市民、観光客ともに歩いて楽しめる町づくりを進める方向に定めることとなった。その状況の中で高山市は国（文化庁）と岐阜県の助成を受け、2001年度から2カ年、独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所に依頼し旧城下町地域を対象に「伝統的建造物群保存対策調査（町並調査）」を行った。高山市が町並調査を進める中で住民に行ってきた説明会を通じ、地元では伝建制度の保存地区の指定に向け、更に三つの地域において町並保存会の結成が実現した。高山市では、2003年に住民の合意が得られたことを受け、文化庁並びに岐阜県との協議、議会及び伝統的建造物群保存地区保存審議会及び都市計画審議会の審議を経て、2004年2月に都市計画決定、2004年7月に高山市下二之町大新町は重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

（2）高山市伝統的建造物群保存地区の特徴

町並がのこされた背景には、次のようなことが考えられる。1934年の高山線開通を境に商業発展地域は別の町内に移り、仕舞屋しもたやが増え、町内にはサラリーマン家庭が増加した。敷地は整然と敷地割されており、母屋、中庭、土蔵の配置が使い易い構造であった。昭和前半の頃までは、部屋数が十分であり、建替えの必要もなかったため、現在まで建造物がそのまま残存することになった。また、家屋は、国産の良材を使用し丁寧に建てられており、今では材料と資金面からも同等のものを建てることは困難であり、壊すことがもったいないという理由も一要因である。伝建地区はこのような極端な変化を好まない風潮の中に残されてきた。住民が建物の確かな良さと、町並を守る誇り、伝建地区の景観の価値観を認識した結果が、町並を現在まで保存してきたのである。



三町伝建地区の町並



三町伝建地区の町並

(3) 伝統的建造物の特徴⁴

建物は敷地間口いっぱいに建ち、伝統的な町家は木造真壁作り、中二階建て、切り妻、平入りで、ゆるい勾配の屋根が深い軒を出す大屋根形式のものがほとんどである。前面にははめ込まれた紅殻塗りの出格子や連子は繊細かつ洗練されたもので、木口を胡粉塗りとした腕木と相まって印象的な外観を呈している。一階と二階の間には大屋根より出の小さい小庇が設けられている。内部にはドジ（通り土間）およびミセ、オエの上部を吹抜けにして、高窓から光を取入れ、柱や梁等を露出する構造となっているが、町家建設における大工技術の高度な成熟の度合いを示すものとして評価が高い。伝統的な家屋ではほとんどの家で土蔵を持っている。多くは切妻造平入りの置屋根形式で、白漆喰塗りの大壁造りとしている。

こうした高山らしい伝統的な形態を持つ町家の他、近代以降の時代を経た中で、伝統的様式を意識しつつ時代を現した手法で建てられたものもいくつか点在する。多くは木の国飛騨にふさわしく、木造真壁造り、本二階建て、切り妻、平入りとなっている。やはり前面には木製建具を入れることが多い。こうした建物の存在も地域の歴史を表し、また町並の重層性を示すものとして重要である。

町家の一般的な配置は、道路側に主屋を置き、中庭を挟んで南側に設けられる通り土間を通して、敷地背後に土蔵が置かれるのが通例である。敷地奥に土蔵を配置するのは、隣接する土蔵と併せ、防火帯としての役割を持たせるためでもあった。

保存地区の建造物は、地区に特有な形式を持つ町家で、その特性により次の3種の類型
江戸・明治・大正期に建てられた平屋ないし中二階建ての町家主屋 大正期以降に建てられた本二階建ての町家主屋 土蔵及び工作物に分類される。

また、道路の両側を流れる用水溝は、歴史的に形成されたもので、かつては生活用水として大いに利用されたが、現在も融雪や散水に利用されている。豊かな水量を持つ水路は、町に潤いを与え、景観上も大切な要素となっている。

⁴高山市三町の保存の経緯については、高山市教育委員会『高山市三町伝統的建造物群保存地区「高山の町並」』等を参照。



1階の出格子と2階の連子の様子



小庇の様子

(4) 町家生活の特徴

町家は、平面を見ると一列3室のタイプから二列6室のタイプまであり、さらに大型になると主屋から座敷を張出すものもある。大型の町家は江戸時代末期から明治時代に建てられたものが多い。全体的に、大型の町家は少なく、中型から小型の町家が大半を占めており、大・中・小の町家の分布状況は現在と往時とほぼ同じと考えられる。

江戸時代末期の高山町人は、土地・家の所有状況から、土地・家を持つ「家持」層、土地を借り・家を持つ「地借」層、借家に居住する「借家とり」層の三つの層があった。大半の居住者は道路に面した町家に住んでおり、表通りから小路を歩いて敷地裏手側にある裏長屋は、川原町に散見できるが、町全体としては基本的には少ないと考えられる。また、高山の人口状況は、江戸・京都・大阪の三都のように密集していなかった。

高山の各町は、さらに小さいいくつかの組に分かれており、組は一つの屋台を持ち春秋の高山祭りにはこの屋台を曳き回す。この組は、「屋台組」と呼ばれる。屋台は祭りの時に使用するが、通常期は蔵に収納しておく必要があるため、各組は屋台を収納する屋台蔵を所有している。低い二階建ての町家が並ぶ中で屋台蔵が高く目立つが、精巧な屋台のイメージや高山祭りの賑わいを示し、高山らしい景観をつくり出す要素となっており、町家が建並ぶ景観の中で調和した変化を示す建物となっている。



屋台蔵

3. 高山市伝統的建造物群の保存方法

高山市の伝統的保存物群の保存方法は、保存計画に基づいて修理、修景、防災施設の整備を推進し、歴史的・文化的な市街地環境の整備を図っている。そして、保存の基本的な柱として、修理の実施（修理、修景） 災害の防止、 住民の協力（町並保存会の活動）の3点が上げられる。以下詳細を述べていくが、高山市下二之町大新町伝統的建造物群については、2004年に指定されたため、事業計画がまだない。そのため、ここでの保存に関することから、高山市三町伝統的建造物群について言及することとする。

1) 修理の実施

地区防災施設や財産の修理・修景は市が行うことになっている。修理時期は毎年11月から12月の観光客の入りが少なく、かつ雪が降らない時期に行う。

三町伝統的建造物群の現況棟数は、母屋、附属屋、土蔵、屋台蔵、旧町役場、秋葉社合わせて174となっている。うち、土蔵に関しては、伝建群の延焼防止ラインとしての役割を期待されて、1996年に伝建物として追加指定された。保存、修理の事業費累計は、1979年度から2001年度までの伝建保存費（修理、修景）が、およそ6億4千万円、1996年度から2001年度までの伝建防災費（土蔵修理等）がおよそ4億9千万円である。伝建保存費の事業費の推移を資料3に示す。

年度ごとに事業費が異なっているのは、修理・修景の件数がその年ごとに異なるからである。1999年度の事業費が突出して多いのは、この年のみ他の年度の倍近く（17件）の修理・修景をほどこしたためである。

建物一棟の修理費は、梁、柱等を含めた全体的な修理となると1,200万～1,300万円くらい、屋根などの一部修理となると500万円くらいかかる。このような伝統的建造物の修理は、補助率が80%、補助限度額は、900万円となっている。また、伝統的建造物と一体をなして価値を形成している環境の整備（環境物件〔樹木、庭園、用水溝〕、伝統的建造物以外の建造物）の修景に対する補助率も同様に80%、補助限度額は、500万円となっている。

2) 防災対策

(1) 市の防災対策

高山の町は、江戸時代より、度重なる大火に見舞われており、町民たちが、再び火災が起これぬことを祈って高山の町の各所には、秋葉神社がまつられている。このように、古くから町民たちは火災に対して細心の注意を払い、歴史の中で災害から自分たちの財産を守るための様々な知恵を生み出しまちづくりに生かしてきた。

高山市三町重要伝統的建造物群保存地区は、伝統的な木造家屋が密集して建ち並び、火災が発生した場合の延焼の危険性が高い。いずれも築後50年以上を経過した建物ばかりである。また、伝建地区内には空き家となっていたり、店舗等として昼間のみ利用されたりしている建物もある。一般の住宅などの建物に比べて、これらの空き家や店舗の出火の危険が大きいかといえないが、出火や類焼の場合、火災の覚知や初期消火が困難であり、当該建物の

みならず延焼範囲の拡大を引き起こす可能性が高い。事実、伝建地区内で2件、隣接周辺地でも数回の火災が発生し、総合的な防災計画が必要となった。高山市は、防災計画を策定すべく土蔵群を防火帯として機能させることを手始めに、1993年に土蔵現況基礎調査、1994～1995年に策定委員会を組織して各種専門家、地元委員の意見をもとに高山市三町防災計画を策定した。

防災計画では、防火対策 白蟻防除対策 地震対策の3点を問題として対策を練っている⁵。

防火対策

三つの対策のうち、防火対策が最も重要である。従来は、「通りに面した景観を保護」⁶することを念頭においていたが、防災の観点から、建物群のブロック化による集団防災体制を確立した。これは、個別の建物の防災対策だけでは、建物間延焼を確実に防止するのが困難と予測されることを織り込んで、出火しても延焼し得る棟数が限定されるように延焼防止措置を講じてブロック化したうえ、各ブロックについて避難計画を完結させるという方法である。そして、延焼防止ラインとして土蔵を伝建物に指定した。これにより、土蔵の修理は、指定以前は補助の対象外であったが、現在は防災対策事業として補助限度額900万円、8割補助とし、一定の補助ができるようになった。

それ以外にも、消火栓の効率的配備、防災備品の配備、警報ベルの改修、防災水利の改修整備、グループ監視自動火災報知設備の設置などを行った。また、自火報設置設備に対しては、限度額200万円、9割補助も新しく設けられた。

白蟻防除対策

高山の保存地区においても老朽化を原因とする白蟻の害が数多く認められている。1994年12月に伝建地区全世帯を対象に行った防災意識アンケート調査でも白蟻の駆除を望む声が多かった。そこで隣組単位、あるいはブロック単位で組織的に駆除に取り込むこととした。

地震対策

1995年1月17日の阪神・淡路大震災を機に地震対策も大切な課題となった。阪神・淡路大震災では古い木造家屋が倒壊し多数の死者が出た。木造の伝統的家屋も多数倒壊した。同様の地震が起きたら、高山の保存地区でも伝統的建造物の倒壊が免れない。

高山市の伝統的建造物は、屋根が比較的軽いものの、内部に大きな吹き抜けをもっており、また、壁が一方に偏っている建物が多く、地震に弱いと判断されている。よって、家屋の耐震診断と耐震補強は、防災対策の一環として大事な作業となっている。それぞれの家屋が地震に対してどの程度の強度を備えているか、また家屋の構造上の弱点がどこにあるか、さらに家屋のどこを補強すればよいかを診断し、その耐震診断の結果に基づいて耐震補強を講じている。

上記のことを念頭に防災対策は行われており、防災事業費は、資料4の通りである。なお、1996年から3年間は、約4億円あまりをかけて、防災対策事業（国庫・岐阜県補助事業）

⁵ 防災対策については、高山市三町防災計画策定委員会『高山市三町防災計画策定書』を参照。

⁶ 2004年12月13日高山市教育委員会文化財課 尾崎啓介氏インタビュー。

を行ったため、他の年度よりも事業費が高くなっている。

(2) 保存会の防災対策

町並保存会は、伝建地区内に4団体ある。それぞれの保存会に自主防災組織として自衛消防隊が設立されている。このことからわかるように、地元住民の防災意識、防災活動に対する参加意識が強い。江戸時代にも町火消しが組織されたり、火の用心の夜廻りがあるなど、自分たちの町は自分たちで守るといった意識が構築されてきた。そして、現在もその意識が受け継がれている。

自衛消防隊は、消防署、市役所と連携をとりながら、三町の町並を災害から守る活動を実践している。毎年秋には、各自衛消防隊毎に消防訓練を実施する。また、文化財防火デーなどの機会には、各自衛消防隊合同での訓練を実施して、実際の機器の使用方法を地域住民に習熟してもらい、万が一火災が起きた場合、初期消火を行えるよう訓練をするなどしている。

また、地区内には、夜間に空き家になる家もあるため、火災の早期発見ができるようなグループ監視システムをとっている。これは、グループ内の自宅以外の家屋で火災が発生した場合でも、火災報知機が発報すればグループ内の家屋全てが知り、対応できるようにするシステムである。このようなシステムは、地域住民の密接な繋がりや、高い防災意識がないと成り立たない。このような意識が災害に強い町づくりに大きな効果をもたらしている。

3) 町並み保存会の活動

保存会は、「地区住民が合意形成、協力関係を形成し、横のつながり、連帯をもってもらうこと。そして、行政で規制しきれないところをカバーしてもらうこと」⁷に重要な意味がある。

保存会の主な事業は、電柱撤去と軒裏配線の実施への運動、防災施設の維持・管理、自宅前側溝の材質の統一化、看板類の形態意匠に関する申し合わせ、研修である。具体的には、「地区内がよりよい景観になるような花の植栽、地区の街路に設置されている電球の交換、消火器などの防火用品の整備・点検、町並み保存に関する研修旅行を行うなど」⁸に関する補助金を出して支援している。

4) その他 - 後継者問題 -⁹

伝建地区を保存・継承していくには、地域住民の協力が不可欠であり、伝建内に後継者がいなければならない。

高山市三町伝統的建造物群保存地区には、比較的若い人が帰ってきているという特徴があり、現在のところ後継者不在という問題が深刻化しているわけではない。その理由としては2点上げられる。第一に実利面として観光が仕事として機能している。和菓子の修行を他県で行いその後手に職を得て、地区内で店を開いているという例もある。第二に郷土愛である。日本を代表する祭り(屋台)を行う場所であることに誇りをもち、帰ってくる者もいる。

それに比べて下二之町大新町伝統的建造物群保存地区には、空き家率・空洞化率が高いと

⁷ 同氏インタビュー。

⁸ 同氏インタビュー。

⁹ 同氏インタビューをもとに作成。

思われる。それは、町並が観光地化されておらず、建物自体の改修が進んでいることが要因と思われる。しかしながら、下二之町大新町には、伝統的建造物群保存地区に指定されることで、三町の町づくりに追隨するのは違った下二之町大新町らしい町並を作っていこうという思惑があると考えられている。下二之町大新町は、現在修理・修景補助の申請に60件ほどの希望がでている。予算にも限度があるので、今後、実施順番を決めていかなければならない。2004年に伝建地区として指定されたので、伝建になってからまだ日が浅い。時間をかけて町並保存の取り組みを進めていくと考えられる。

4．地域観光政策

高山市の観光資源としては、毎年春と秋に2日間ずつ行われる「高山祭」(正式名称は春が山王祭、秋が八幡祭)が中心となっている。高山市は飛騨の小京都と呼ばれ、伝統的建造物群保存地区等の江戸時代からの古い町並みが残っている。さらに、通りには造り酒屋や白壁の土蔵、陣屋前には毎日朝市が立ち、観光地として賑わっている。観光客は年間約300万人を数え、高山祭の催される4月と10月には40万人近い観光客が訪れている。また、近年では外国人観光客も増加傾向にあり、2003年には約4万8千人が訪れている¹⁰。しかし、現時点では観光政策に係る基本計画等は策定されておらず、体系的な観光政策が実施されているわけではない。

高山市の観光政策は観光課が所管している。全国的に多くの自治体がそうであるように、ここ高山市においても伝統的建造物群保存地区は教育委員会(文化財課)が受け持っている。そのため、教育委員会(文化財課)では伝統的建造物群保存地区に係る観光政策には関与していない。よって、観光資源となる伝統的建造物群の保存事業についても市の教育費に組み込まれており、観光資源の維持管理といった形での予算が割り当てられているわけではない。また、伝統的建造物群保存地区への誘致のための予算は特に計上されておらず、高山市全体としての観光誘致を観光課が実施している状況にある。

伝統的建造物群保存地区制度と観光政策との関係については、伝統的建造物群保存地区が観光資源として活用されている一方、景観の保護と観光の利便性には乖離する側面も存在する。例えば、伝統的建造物群保存地区周辺では景観上の観点から側溝を開渠としているが、観光客にとっては歩きにくい歩道となる。また、駐車場の少ない高山市では観光の利便性の観点からは駐車場の増設が望ましいところであるが、景観保存を重視する教育委員会では川東地区の大型開発を抑止する方針をとり、「ウォーキングシティ構想」に取り組んでいる。

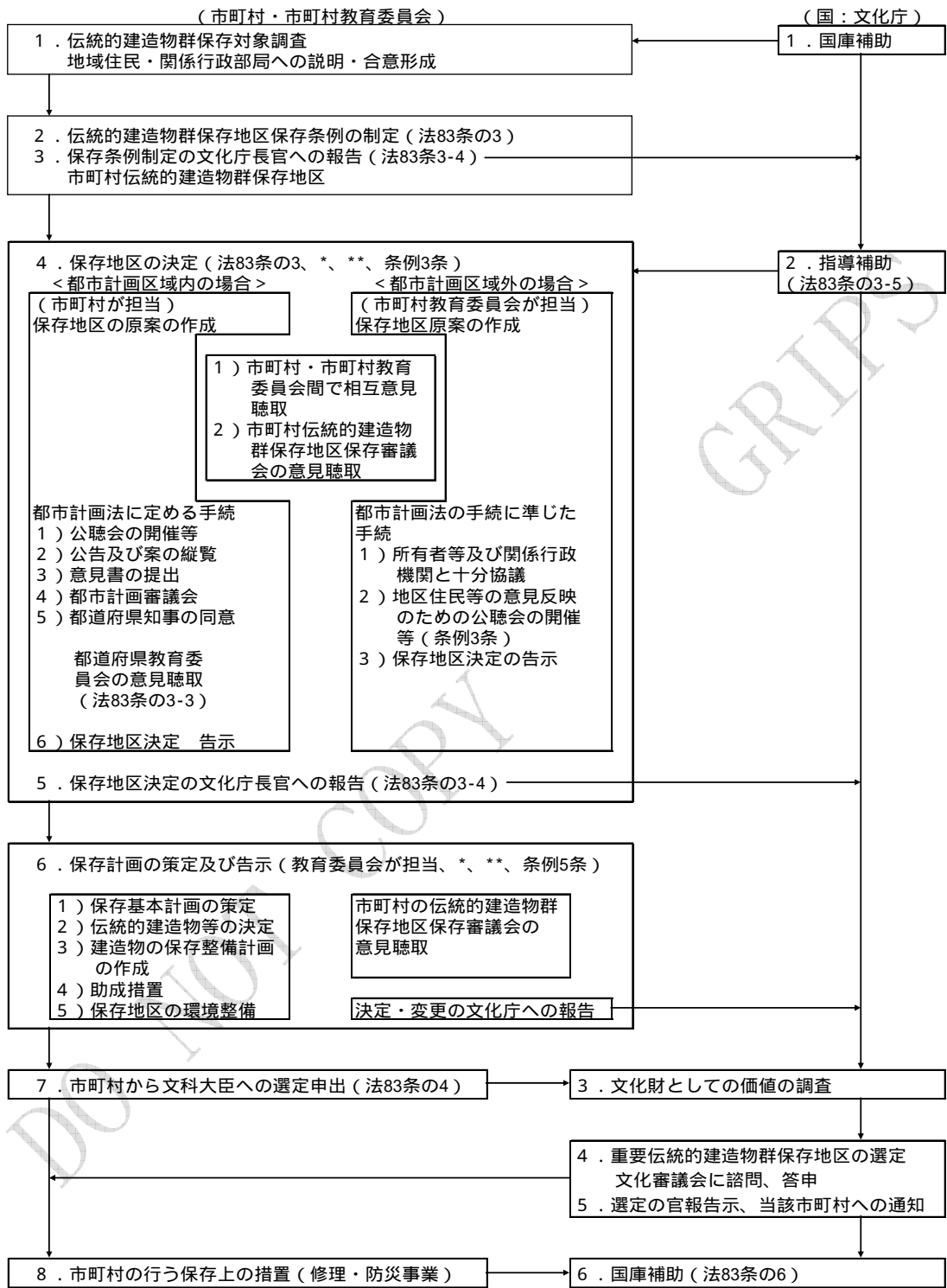
5．課題と今後の展望

¹⁰ 高山市産業振興部観光課『平成15年 観光統計』。

これまでみてきたとおり、高山市における2つの地域（三町、下二之町大新町）の伝統的建造物群保存地区制度は、住民主導による町並み保存運動の結果として現在に至っている。三町地区内における4つの町並み保存会による自衛消防隊等の活動は、文化財としての保存だけでなく地域の活性化にも大きく貢献しており、観光資源としてのこの地域の町並みを支えている。特に、観光資源としての伝統的建造物群の活用は、地域経済の活性化、雇用創出あるいはUターン等による後継ぎの確保といった面で地域住民に大きな恩恵をもたらしている。一方で、観光地化の進展は歴史的風景の保存を目的とした伝統的建造物群保存地区制度へ負の側面をもたらしている。一つに、観光地化によって地域外からの外部資本が流入している。このような利益のみを目的とした外部資本の流入は、地域や商店街内部の不協和音を引き起こしている。また、派手な宣伝や洗練された商法の導入は、歴史的風景と一致した街の雰囲気をも破壊しかねない。

以上のような観光地化によってもたらされる負の側面は、伝統的建造物群保存地区制度を推進する高山市にとっての大きな課題である。伝統的建造物群保存地区制度はあくまで「外観」を保存するための制度であり、生活の仕様や商売の手法にまで踏み込んで規制する制度ではない。しかしながら、住民主導で保存されてきた歴史的風景はこの地域の住民生活と一体化した一つの文化遺産である。現在、観光地化によってもたらされる課題を解決していくための手段として、地域文化全体を保存していく観点から、「町並み保存憲章」なる構想が進められているところである。「町並み保存憲章」の策定によって、外観を中心とした歴史的風景だけでなく、地域住民の生活を含めた街全体の保存を図り、観光地化とのバランスが保たれることが期待されている。

資料1 伝統的建造物群保存地区制度のしくみ

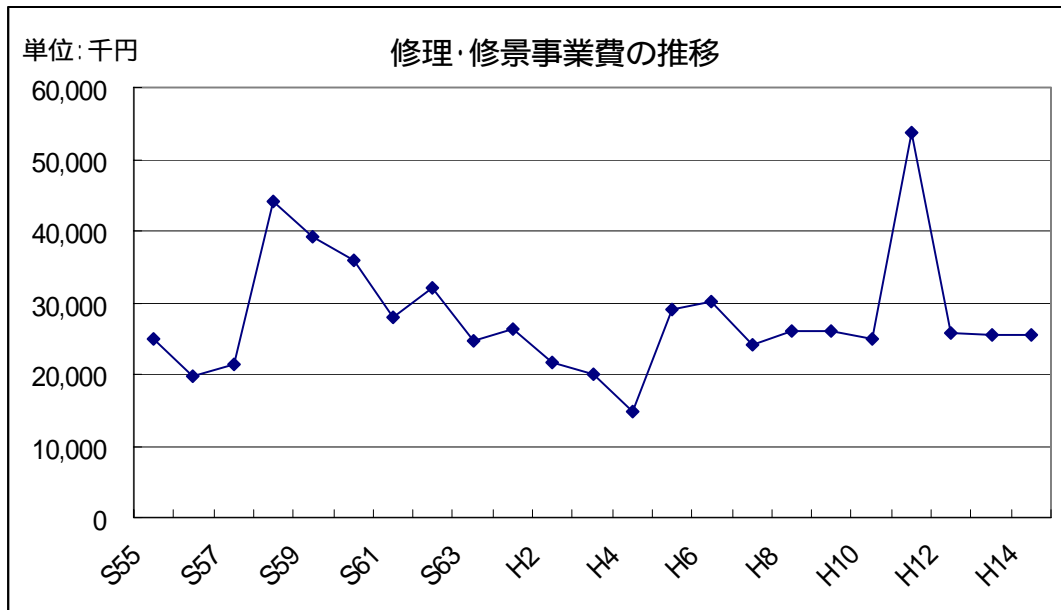


資料2 高山市伝統的建造物群保存地区の概要

名称	タカヤマシサンマチ 高山市三町伝統的建造物群保存地区		タカヤマシモノノマチオオジシマチ 高山市下二之町大新町伝統的建造物群保存地区	
市指定年月日	昭和52年3月30日		平成16年2月16日	
国選定年月日	昭和54年2月3日		平成16年7月6日	
追加選定年月日	平成9年5月29日			
区域	神明町四丁目、上三之町、上二之町、上一之町、片原町の各一部		下一之町、下二之町、下三之町、八幡町、大新町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目の各一部	
面積	約4.4ha、南北約420m、東西約150m		約6.6ha、南北約780m、東西約180m	
伝統的建造物 特定件数	174件（主屋67棟、土蔵98棟、屋台蔵5件、旧町役場1件、工作物2件）		220件（主屋95棟、土蔵105棟、工作物12件、環境物件8件）	
町並保存会	恵比須台組町並保存会、上三之町町並保存会、上二之町町並保存会、片原町景観保存会		鳩峯車組町並保存会、神馬台組町並保存会、船鉾台組町並保存会、豊明台組町並保存会、浦島台組町並保存会、大新町一丁目三班町並保存会、越中街道町並保存会	
経緯等	S41.2	上三之町町並保存会結成	H12.2	鳩峯車組町並保存会結成
	S43	恵比須台組電柱撤去、軒裏配線	H13.7	神馬台組町並保存会、船鉾台組町並保存会結成
	S48～49	奈良国立文化財研究所の町並調査	H13～14	奈良文化財研究所の町並調査
	S52.3.30	高山市伝建地区保存条例制定	H14.3.26	「町並シンポジウム」開催
	S53.9.19	都市計画決定	H15	越中街道町並保存会、浦島台組町並保存会、大新町一丁目三班町並保存会結成
	S53.9.30	高山市三町伝建地区保存計画及保存基準制定・高山市伝建地区保存条例施行規則制定	H16.2.16	都市計画決定
	S54.2.3	高山市三町伝建地区選定	H16.2.18	高山市下二之町大新町伝建地区保存計画
	H9.5.29	追加選定	H16.7.6	高山市下二之町大新町伝建地区選定

注：高山市教育委員会『高山市三町伝統的建造物群保存地区保存計画』、『高山市下二之町大新町伝統的建造物群保存地区保存計画』等を参考に作成。

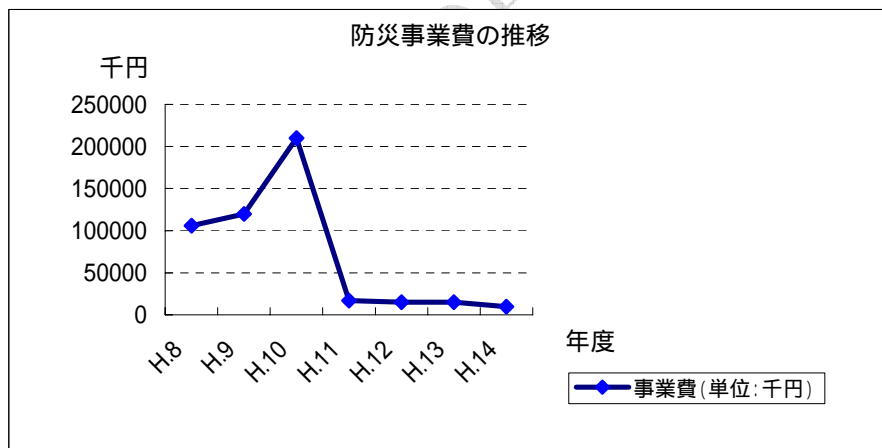
資料3 修理・修景事業費の推移



注：S55（1980）およびS56（1981）の修理修景に関する事業費には、消火栓設置（S55に14カ所、S56に10カ所）が含まれている。

出所：高山市教育委員会「平成15年度 高山市の教育」。

資料4 防災事業費の推移



出所：高山市教育委員会「平成15年度 高山市の教育」。